

○財務省告示第二十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の六第七項の規定に基づき、平成二十九年度の初日から平成二十九年十二月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量を次のように告示する。

平成三十年一月三十一日

財務大臣 麻生 太郎

平成二十九年度の初日から平成二十九年十二月三十一日までの豚肉等の輸入数量並びに生きている豚及び豚肉等の輸入数量は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる数量とする。

一 豚肉等

六十二万八千二百五十六トン

二 生きている豚及び豚肉等

六十二万八千三百十トン